随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（建築都市局分）（令和6年7月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	住宅部 住宅管理課	228-8343	住民情報系端末及び仮想基盤更新に伴う市営住宅管理システムバージョンアップ業務	日本電気（株）関西支社	6,583,500	R6.7.1	住民情報系端末の入替に伴い、新端末に導入されるAccess2021に対応できるよう、バージョンアップ作業を行う。加えて、仮想基盤の更新が行われ、端末、仮想サーバとも新しい環境での稼働となることから、システムの稼働や各種データの連携が正常に行われるか検証作業を行う業務である。 本業務を適正に履行するためには、住宅管理システムの構造やプログラム内容に関する総合的な理解、堺市が提供するシステム構築の環境、当該環境と住宅管理システムとの関連性など、当該システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、当該システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、検証やセットアップ等が正確に履行されず、不具合の確認漏れ等が生じる可能性があり、結果として安定的な公営住宅関連業務に支障をきたし、市民等の公営住宅関係者に対して多大な損害を与える危険性が考えられる。 以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該システムについて詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である日本電気株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									